

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

1. 基本理念

ごみをめぐる環境が大きく変化する中で、「ごみを如何に減らし、かつ資源として循環させるか」という新たな時代に対応した施策を確立し、循環型社会を構築することを目指し、ごみの発生排出抑制、資源化・再生利用、適正処理（収集・運搬、中間処理、最終処分）の在り方とその施策について、計画を策定していくものとします。以下に本計画の基本理念を示します。

基本理念

3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会

ごみそのものの発生を抑制し、排出されるごみに関しては資源としてとらえ、再使用や再資源化を進めるとともに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築を目指します。

2. 基本視点

基本理念を実現するため、以下に示す視点から本計画を策定します。

基本視点

- 主体性のある計画
国、県、その他の関連する諸計画との整合性を図り、本市の特性を、加味する。
- 市民・事業者・行政連携の計画
市民のニーズと協力のもとに、市民が主体となって推進し、また、市民・事業者・行政間の連携を図る。
- 実行性・実現性のある計画
循環型社会を構築するために実行性と具体性を持たせる。
- 現状の問題点に対応した計画
本市が抱える具体的な問題点の解決に直結する。

3. 基本方針

基本視点をもとに基本理念を実現するため、本市のごみ処理における課題を踏まえ、本計画における基本的な方針を以下のように設定します。

基本方針

- 1. リデュース・リユース・リサイクル(3R)[※]の推進**
 ごみそのものの削減を基本とし、排出されたごみに対しては可能な限りの資源化を行います。
- 2. 環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施**
 排出されたごみに対して、可能な限り環境負荷の少ない、適正な処理を基本とします。
- 3. 環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築**
 不法投棄の防止や地球温暖化への配慮をし、さらに効率的な体制を検討していきます。

※発生抑制：Reduce（リデュース）、再使用：Reuse（リユース）、再生利用：Recycle（リサイクル）の3つで3Rと表現する。リデュース：ごみとなるものを売らない買わない受け取らない。リユース：一度使用して不用になってももう一度使用。リサイクル：循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用すること。

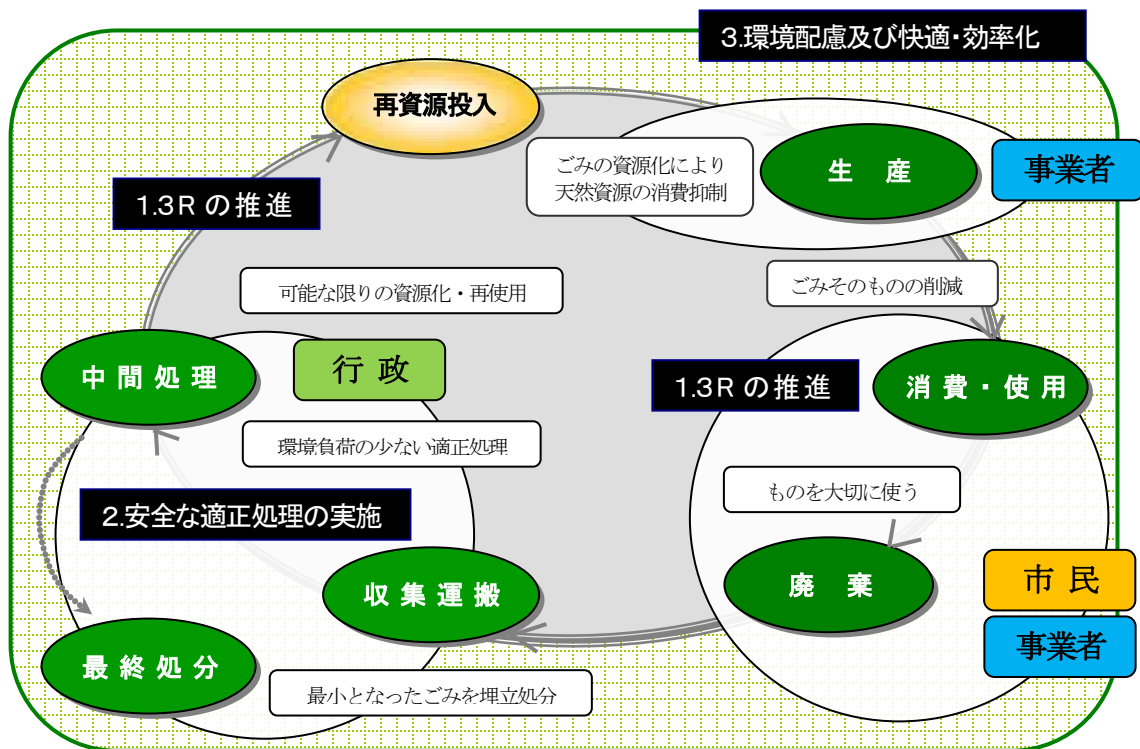


図4-1 環境低負荷型・循環型社会の構築の概念図

4. 計画期間

本計画の期間は、平成26年度を初年度とする平成35年度までの10年間とします。なお、本計画は計画の進捗状況や社会的情勢などを見ながら必要に応じて見直しを行うものとします。

他の関連計画について表4-1に示します。

表4-1 関連計画

計画名	現状	目標年度	目標(現状に対して)
国の基本方針※	平成19年度	平成27年度	排出量約5%削減 再生利用量約25% 最終処分量約22%削減
愛知県廃棄物処理計画	平成20年度	平成28年度	排出量9%削減 再生利用量25.9% 最終処分量23%削減

※国の基本方針：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成22年12月 環境省)」

5. 計画処理区域

計画処理区域は本市全域とします。

6. 処理主体

現況におけるごみの分類毎の処理主体を表4-2に示します。なお、当面の間は現状の体制を維持していきますが、今後、本市のごみ処理を取巻く状況の変化に応じて、東部知多衛生組合、その他関係機関と協議し、見直していきます。

表4-2 ごみ分類毎の処理主体

ごみの分類	排出抑制	分別	収集・運搬	中間処理 資源化	最終処分
燃えるごみ	排出者	排出者	市及び委託	組合	組合及び委託
燃えないごみ			委託	委託	委託
資源ごみ			市及び委託	委託	委託
プラスチック製 容器包装			市	組合	組合及び委託
粗大ごみ			市及び委託	委託	委託
生ごみ(一部地域)					

※組合：東部知多衛生組合
委託：民間事業者への委託

7. 将来ごみ処理フロー

平成35年度におけるごみ処理フローを図4-2に示します。

東部知多衛生組合において、溶融施設が稼働することに伴い、現在最終処分対象となっている焼却灰が溶融スラグ・メタルとして資源化できる予定です。

なお、今後本市のごみ処理を取巻く状況の変化に応じて、東部知多衛生組合、その他関係機関と協議し、見直していきます。

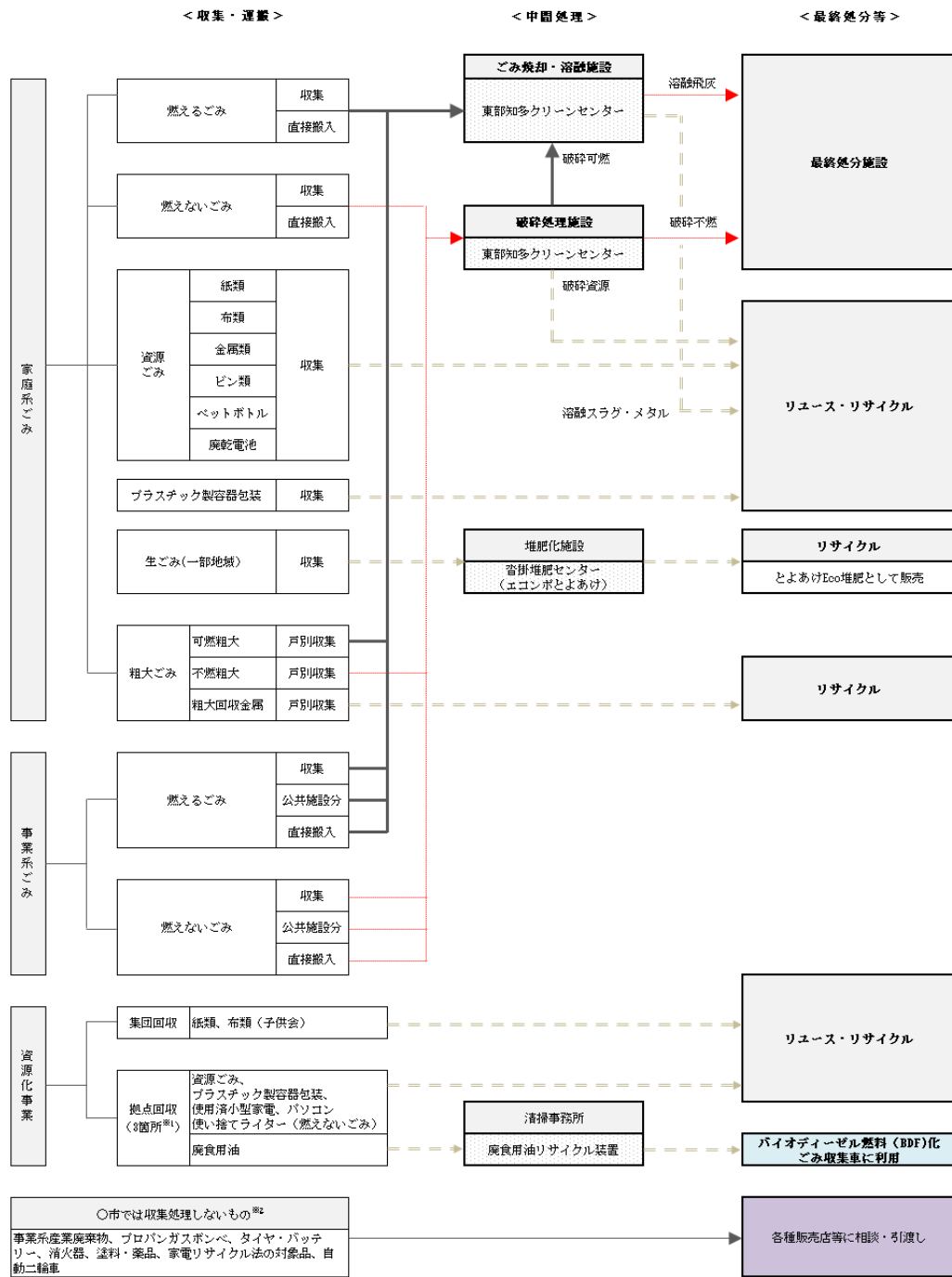


図4-2 将来ごみ処理フロー (平成35年度)

第2節 基本目標

基本方針に基づき基本理念を実現するため、国の基本方針を基とし、本計画における目指すべき具体的目標を以下のように設定します。

第一に、ごみそのものを減らします。

第二に、リサイクルを促進し資源循環を推進します。

第三に、最終的に排出されるごみを減らすこと及びそれでも排出されるごみについては安全かつ適正に処分することとします。

基本目標

① 1人1日当りの排出量を現状(平成24年度)から10%以上減量

家庭系ごみ 707 g/人・日 ⇒ 632 g/人・日 (11%)

事業系ごみ 123 g/人・日 ⇒ 122 g/人・日 (1%)

(事業系ごみ年間排出量 3,070 t/年 ⇒ 2,997 t/年 (2%))

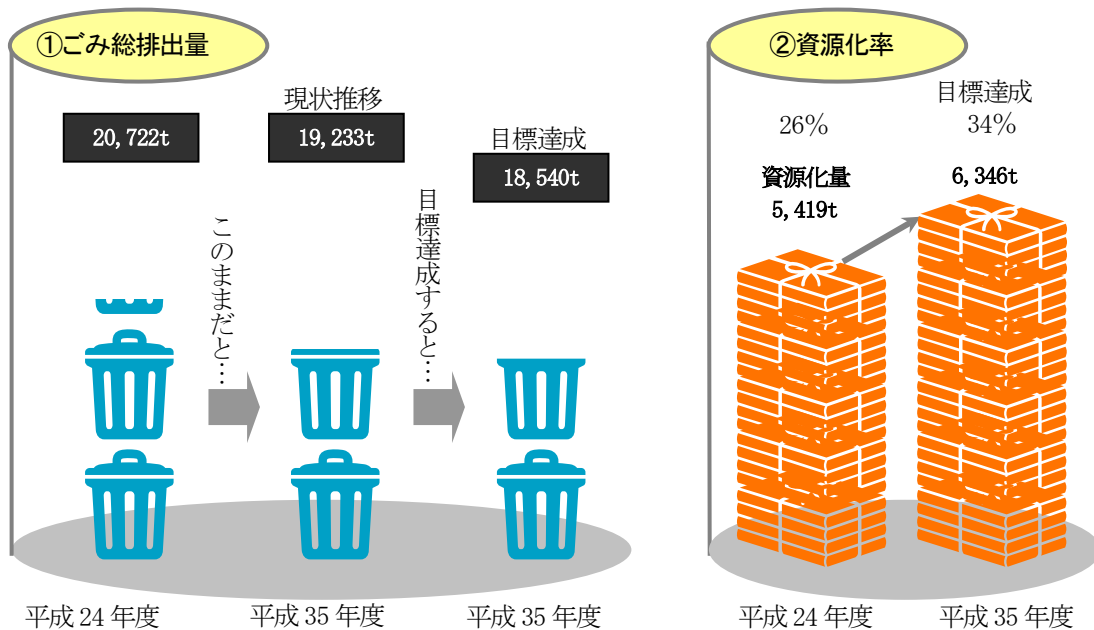
② 資源化率を現状(平成24年度)の26%から30%以上に向上※

資源化率(集団回収含む) 26% ⇒ 34%

③ ごみの最終処分量を現状(平成24年度)から70%以上減量※

最終処分量 2,158 t ⇒ 608 t (72%)

※資源化率及び最終処分量は、東部知多衛生組合における施設整備が整った場合の値



第3節 基本計画

前節にて掲げた基本方針を達成するために実施すべき各施策を検討していきます。

なお、基本方針達成のためには、市民・事業者・行政の役割を明確化して、それぞれの役割分担のもと施策に取り組んでいくことが大切です。

このため、以降の各基本方針では施策毎にそれぞれの役割を区別して掲載します。

1. リデュース・リユース・リサイクル(3R)の推進

1) 発生抑制(リデュース)

市民

1)-1 : 生ごみ堆肥化容器・処理機の使用

各家庭で発生する生ごみを排出しないために生ごみ処理容器・処理機を購入し、自家処理します。

1)-2 : EMIぼかしの利用

生ごみの減量・再資源化のためにEMIぼかしを利用します。

1)-3 : エコ・クッキングの推進

各家庭の台所から発生するごみの量を少なくするため、よりごみの出ない調理方法を実践します。

1)-4 : マイバックの持参

マイバック(買い物袋)等を持参し、過剰包装の抑制、レジ袋の減量を図ります。

1)-5 : 過剰包装商品の購入自粛

過剰包装商品の購入を控え、詰め替え品やリターナブル容器の購入を促進します。

事業者

1)-6 : 過剰包装商品の製造・販売自粛

無駄な包装等をしない商品を製造、販売します。

1)-7 : レジ袋有料化の実施

レジ袋を有料化し、不用な袋の発生抑制をします。

1)-8 : 事業系一般廃棄物減量化計画書の提出

一定規模以上の事業所は「事業系一般廃棄物減量化計画書」を提出し、減量目標を達成す

るよう努力します。また、中小規模事業所も同計画書の自主的な作成を行います。

行政

1)-9 : ごみ処理の有料化検討

ごみ排出量の削減を図るため、必要に応じてごみ処理の有料化を検討します。

1)-10 : 生ごみ堆肥化容器・処理機の補助事業

生ごみ収集地域以外の地域は燃えるごみとして排出されていることから、現在休止中の生ごみ処理容器・処理機の補助事業について、再開を検討します。

1)-11 : 具体的な発生抑制につながる PR 活動

広報、パンフレット、説明会、イベントなどを通じ、「ごみを減らさなければいけない理由」や「ごみの現状・問題点」などの情報を明確に伝え、ごみに関する問題意識を共有化します。「ごみとなる不要なものは購入しない、再使用を心がける、ごみは正しく分別し排出するライフスタイルの実践・定着」を誘導します。

<具体例>

- 生ごみ堆肥化方法の紹介
- エコ・クッキングの紹介 など

1)-12 : IT の活用による効果的な情報の提供

市のホームページの充実を図り、簡便な方法による市民の声への素早い対応や適切で効果的な情報の提供に努めることで、市民のごみ減量意識の高揚を図るとともに、Eメール活用により、市民の疑問へ速やかに回答します。

1)-13 : 環境教育の充実

ごみや身の回りの自然といった身近な環境問題をきっかけとし、関心と行動を促すような環境教育を推進していきます。小中学校においては、平成14年よりの「総合的な学習の時間」に、暮らしとごみのつながりやごみが環境に与える影響、そしてリサイクルの流れなど体験型学習を重視したカリキュラムを組むように配慮します。

また、学校だけではなく、大人から子供まで恒常的に環境学習を受けることができる生涯学習の場の創設を検討します。

<具体例>

- 資源ごみ説明会の実施
- 出前講座の開催
- エコ・クッキング教室の開催
- リサイクルプラザ的施設の整備

1)-14：事業系一般廃棄物減量化計画書の提出要請

事業者に対し「事業系一般廃棄物減量化計画書」の提出の要請や事業者団体との協議及び協力要請を積極的に実施していきます。

1)-15：各種団体とのパートナーシップ

行政が仲介役として商業団体や消費者団体、NPO 団体との協議や連携を進め、ごみ減量やリサイクル利用を促進するため、グリーンコンシューマー※活動の普及を図ります。

※グリーンコンシューマー：買い物をする際に「必要なものだけ買う、ごみになるものは買わない、使い捨て商品は避け、長く使えるものを選ぶ、環境対策に積極的な店やメーカーを選ぶ」等を念頭において行動する消費者のこと。

2) 再使用（リユース）**市民****2)-1：リサイクルショップ・ネットオークション等の活用**

家庭内で不用になったものはリサイクルショップやネットオークション等を活用して再使用します。

2)-2：不用品登録制度の活用

市で実施している不用品登録制度を利用して、いらなくなったものを再使用します。

事業者**2)-3：商品の長寿命化**

使い捨て商品でなく何度も修理できる商品をつくる努力をします。

行政**2)-4：市民参加型イベントの開催**

市主催の説明会など市民参加型の啓発イベントを開催し、再使用を促進します。

2)-5：不用品登録制度の推進

不用になった物でもまだ使用できる物を譲ったり、譲ってもらったりする情報コーナーを継続的に実施し、積極的に市民に周知していきます。

2)-6：学生服や自転車などのリユース促進

学生服や自転車などリユースしやすく、需要のあるもののリユース促進を検討します。

3) 再生利用（リサイクル）

市民

3)-1：資源ごみの分別徹底

現状では、資源ごみが燃えるごみや不燃ごみの中にも含まれていることから、分別排出を徹底します。特にプラスチック製容器包装や紙製容器包装は分別が分かりづらいため、注意して排出します。

3)-2：生ごみの分別収集

現状では、生ごみが燃えるごみの中にも含まれていることから、分別排出を徹底します。

3)-3：子供会による集団回収への参加

子供会において古紙類、紙製容器包装、布類の回収が実施されており、積極的に参加します。

事業者

3)-4：資源ごみ回収協力店による資源回収推進

現在、資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、食品トレイや牛乳パックなどを資源ごみ回収協力店舗において拠点回収しています。今後、回収制度の強化を図るとともに、資源ごみ回収協力店舗の利用を消費者に推奨し、資源の回収拠点となる店舗数及び回収品目の拡大を目指します。

行政

3)-5：資源ごみ分別方法の周知

分別精度及び回収率の向上を図るため、説明会の実施や分別表・広報・市ホームページなどにより、市民へ分別の周知徹底を行います。また、分かりやすく分別方法を記した分別マニュアル（仮称）の作成・配布するとともに分別マニュアルのビデオを活用していきます。

<具体例>

- プラスチック製容器包装・紙製容器包装の分別方法の周知
- 広報でのごみ分別が優良な地域の紹介 など

3)-6：行政回収団体及び子供会への支援

現在、資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、資源を自主回収する団体に対して奨励金を交付しています。今後も継続し、更なる資源化を図っていきます。さらに、その他の資源物についても資源として回収するため、集団回収奨励制度の対象品目の検討を行います。

す。また、広報や市ホームページによる集団回収に関する情報の定期的な掲載等により、積極的な支援を行います。

3)-7：使用済小型家電のリサイクル

平成24年度から使用済小型家電、平成25年度からパソコンを拠点回収・リサイクルしており、引き続き回収を実施するとともに、市民への周知徹底を図ります。

3)-8：廃食用油のリサイクル

平成20年度から廃食用油の拠点回収・バイオディーゼル燃料化を実施しており、引き続き回収を実施するとともに、市民への周知徹底を図ります。

3)-9：粗大ごみ解体による資源分別の継続

現在、清掃事務所において、収集した粗大ごみから資源として金属類を解体分別収集しています。今後も引き続き、金属類を資源として解体分別を実施します。

2. 環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施

1) 収集・運搬システムの適正化

行政

1)-1 : 収集・運搬方法の適正化

計画収集区域は豊明市全域とし、市ホームページや広報等の意見募集等による市民の意向を勘案しつつ、分別区分や収集頻度、収集形態の見直しなどを行い、収集運搬方法の適正化を図ります。

1)-2 : 適正排出指導の実施

ごみ出しマナーの悪い排出者に対して適正排出に向けての指導を行うほか、多量排出事業者に対しても減量のための指導を行います。

1)-3 : ごみステーションの適正な管理の促進

各家庭からのごみの排出と市による収集の接点として重要な位置を占めるごみステーションの設置・維持・管理に関して、市民と市がともに責任をもって、清潔・安全かつ適正なごみステーションの管理体制の維持を図っていきます。

1)-4 : 自力でごみ出しの困難な市民への支援の検討

これからは、更なる高齢社会が見込まれることから、高齢者や障がい者のためのごみの出しやすい環境を整備する必要があります。そこで、本市では、自力でごみ出しをすることが困難な市民に対して自宅玄関先まで訪問収集するなどの支援策を検討します。

2) 中間処理システムの適正化

行政

2)-1 : 新たな中間処理施設の整備

減量化・資源化を考慮したごみの適正処理体制の構築を展望し、資源・エネルギーの再利用・有効利用、並びに徹底した最終処分量の減量・減容化を図るため、次の施設について東部知多衛生組合及び組合構成市町とともに検討します。

①焼却+灰溶融施設・ガス化溶融施設（焼却・溶融→減量・減容・余熱利用・再利用）

処分対象量の減量・減容化を図るために、東部知多衛生組合において灰溶融施設を整備し、溶融スラグ、メタル、溶融飛灰の再資源化を図ります。

②粗大ごみ処理施設（破碎・選別→減量・減容・再使用）

処分対象量の減量・減容化を図るために、東部知多衛生組合において粗大ごみ処理施設を整備し、資源化物の再資源化を図ります。

2)-2：中間処理に伴うエネルギー回収・利用

更新する焼却施設において積極的に熱エネルギーの有効利用を図ります。

2)-3：環境保全対策の継続

環境保全対策については引き続き適正に維持管理していきます。また、現有施設の更新時にも今後、ますます強化される規制基準等を遵守できる公害防止設備を備えるものとし、稼動に際しては、規制物質等を定期的にモニタリングすることにより、二次公害防止に努め、地域住民の生活環境の快適性を図ります。

3) 最終処分システムの適正化**行政****3)-1：適正な最終処分**

最終処分場は、自区内処分の原則から、東部知多衛生組合構成地域内での計画的な処分場の確保を図り、生活環境に影響の少ない処分場整備の研究・検討を東部知多衛生組合及び組合構成市町とともにしていきます。以下に最終処分の方法について示します。

①最終処分の対象物

組合の最終処分の対象としては次のものを想定します。

- ・焼却施設から発生する焼却残渣
- ・粗大ごみ処理施設から発生する破碎不燃物
- ・粗大ごみ処理施設での処理が困難な不燃物

②最終処分の方法

灰溶融施設等の焼却残渣再使用のための施設が整備されるまでの間は、上記のすべてを埋立処分とし、溶融施設が整備された後は、溶融処理が困難な廃棄物のみ埋立処分とします。

3)-2：新たな最終処分場の整備

東部知多衛生組合において新たな最終処分場を整備します。

4) その他の処分システムの適正化

行政

4)-1 : 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処

タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物や、医療系ごみ、水銀等の人体や環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある廃棄物については、市としては収集処理を行わないものとしませんが、その適正な処理方法についての周知を図っていきます。

4)-2 : 災害ごみの対応

本市は、平成14年4月に東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていることから、災害時の衛生環境の確保を目的に廃棄物の分別、一時集積場所、可燃ごみ・がれき・し尿の処理など適切な廃棄物処理体制の整備に努めます。

3. 環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築

1) 環境保全の監視

市民

1)-1 : ごみ問題への意識向上

各町内単位でごみの分別・減量やリサイクル、環境美化・不法投棄防止等に対して1人1人が積極的に取り組み、地域での理解拡大を目指します。

1)-2 : イベントや講演会への参加

ごみ問題を取り上げたイベントや講演会などに参加します。

1)-3 : 530運動への参加

市民のごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指すため、毎年5月末の日曜日に市内一斉に実施します。

行政

1)-4 : 不法投棄防止のためのパトロールの実施

不法投棄の防止や回収を行うためにパトロールを実施します。

1)-5 : 530運動の展開

市民のごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指すため、毎年5月末の日曜日に市内一斉清掃を実施します。

1)-6 : 地球温暖化防止への配慮

収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階で温室効果ガスが発生することから、収集・運搬については本市が、中間処理・最終処分については東部知多衛生組合が現状を把握し排出量削減に向けて努力します。

2) 計画推進・管理システムの効率化



行政

2)-1 : 行政関連部署との連携

行政において、ごみ処理行政の担う役割は大きく、適正かつ効率的なごみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつと位置付けられます。他の関連部署の連携、協力、理解を得ながら、円滑に事業の推進を図ります。

2)-2 : 拡大生産者責任の導入促進

現在施行されている容器包装リサイクル法などの制度においては、収集・運搬にあたる行政の負担が大きくなっています。そこで、ごみの発生源である事業者に対して、リサイクル対象物の収集・運搬・資源化などにおいて拡大生産者責任を課し、事業者のリサイクル促進の取り組みを促す制度について研究・検討を行います。

2)-3 : 全体としての調整役の推進

市民・事業者・行政の3者協働を図るためには、全体の調整役となる行政の役割が非常に重要です。廃棄物処理に関しては計画や目標を設定し、市民に対しては情報公開や環境教育、活動支援などを行い、事業者に対しては事業系一般廃棄物のごみ減量計画書に基づく指導や活動支援などを行うといった幅広い役割を果たし、さらには市民・事業者・行政がともに協働する体制を整備することにより、資源循環型社会の一層の推進を図ります。

2)-4 : 財政支出の合理的運用

計画期間における処理等事業費は多額となることから、財政に占める位置づけを明確にし、関係者の合意を得ながら、円滑な事業運営の推進を図る必要があります。また、経常経費の伸びを抑制するため、施設更新時にはPFI方式の導入など、財政支出の合理的運用を検討します。また、減量施策を実施してもなお、減量目標が達成できない場合は、家庭系ごみの有料化の検討を行います。

2)-5 : 新たなごみ処理技術への対応

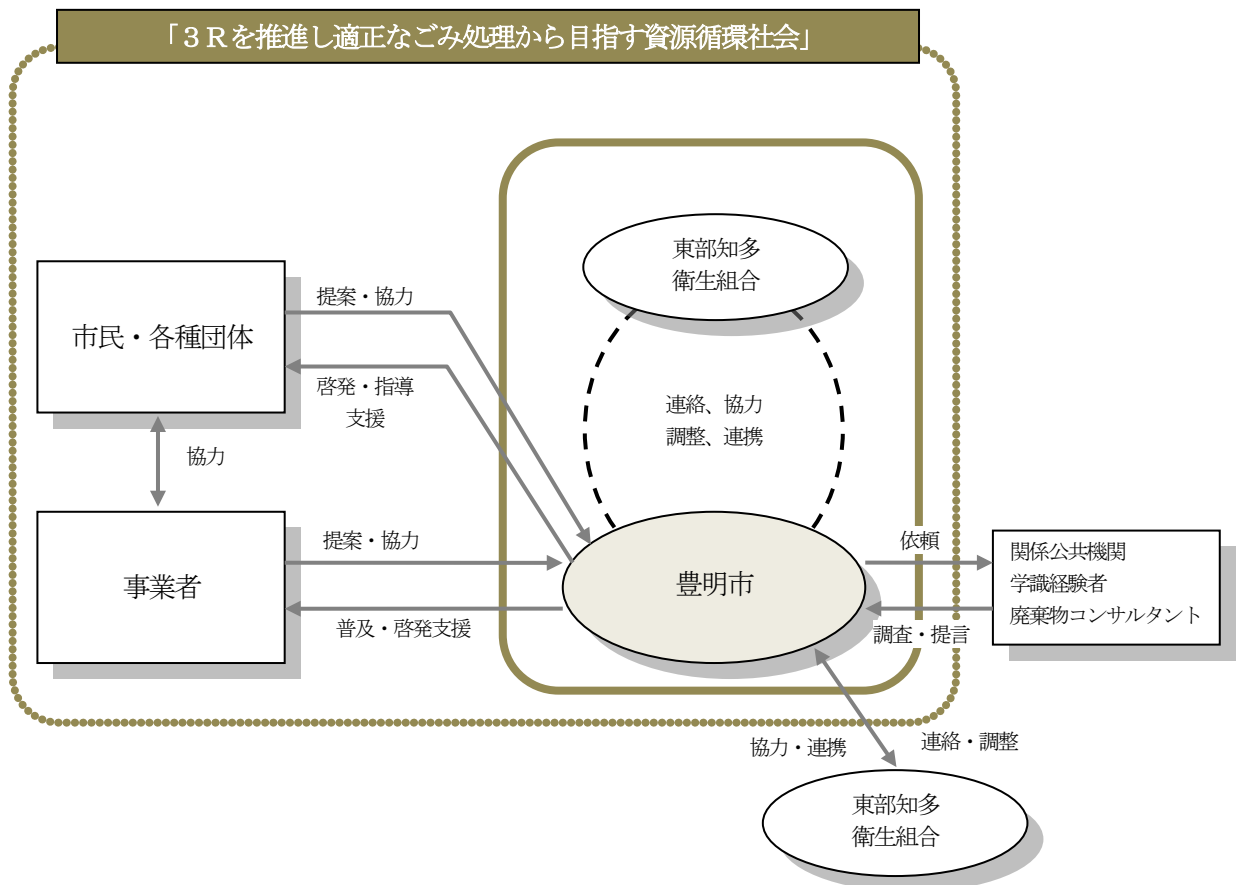
近年、複雑化するごみの処理に対応して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理を重視した様々な技術革新が行われています。それらの新たなごみ処理に関わる技術開発について、情報の収集と調査研究を進めます。

第4節 計画の推進

本計画は、ごみの減量と排出されたごみを最大限に資源化するとともに、可能な限り環境負荷の少ない処理を基本方針とし、「3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会」を基本理念としています。

この基本理念を達成するためには、これまでの行政主体のごみ処理の在り方ではなく、市民と事業者も一体となった取組みが必要です。このため、市民・事業者・行政が本計画の基本理念や基本目標、ごみ処理の現状などを共有化し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。また、計画を推進するにあたって、施策の展開と達成状況を点検・評価する仕組みが必要となります。

また、計画実施状況や見直し内容などを広報や市ホームページを活用して広く市民・事業者に公表し、意見を今後の施策に積極的に反映させていきます。以下に、計画管理及び実施の概念を示します。



第5節 目標達成ケースの将来予測

1. 推計ケース

将来のごみ排出量の見通しは、施策の実施の有無で大きく2つのケースに分かれます。1つは現行施策のみをそのまま維持継続した場合で、これを「現状推移ケース」と呼びます。もう1つは、今後、現行施策に加え新施策を実施した場合で、これを「減量目標達成ケース」と呼びます。現状推移ケースは第3章に示しました。

2. 目標の設定根拠

今後実施していく減量・リサイクル方策毎に達成可能な設定目標及び設定根拠を表4-3に示します。

表4-3 目標達成時におけるごみ排出量及び家庭系ごみ原単位

施策		削減対象	資源化対象	目標年度 (平成35年度) 削減・資源化目標	削減・資源化根拠	
家庭系 ごみ	発生抑制	生ごみ堆肥化容器・処理機の使用	燃えるごみ (収集)	—	5%削減	過去5年間の燃えるごみの組成調査結果より、生ごみは全体の約25%を占めています。堆肥化容器・処理機の普及、エコクッキングの推進により燃えるごみ中の生ごみを20%削減します。
		エコ・クッキングの推進				
	過剰包装商品の購入自粛	プラスチック製容器包装	—	5%削減	目標年度(平成35年度)に過剰包装商品の購入自粛を市全体の50%に周知徹底し、1世帯あたり10%の削減を目指します。	
		紙製容器包装	—	5%削減		
	再使用	リサイクルショップ・ネットオークション・不用品登録制度の利用	燃えないごみ (収集)	—	5%削減	電化製品や家具などの不燃ごみ・粗大ごみとして排出されるもので、使用可能なものは再利用するように周知徹底し、不燃ごみ・粗大ごみからそれぞれ5%削減を目指します。
			粗大ごみ	—	5%削減	
	再生利用	資源ごみの分別徹底 集団回収への参加	燃えるごみ (収集)	プラスチック製容器包装	1% 資源化移行	過去5年間の燃えるごみの組成調査結果より、プラスチック製容器包装は全体の約5%を占めています。資源化可能なものは分別徹底を行い、燃えるごみ中のプラスチック製容器包装を20%資源化します。
				紙製容器包装	1% 資源化移行	過去5年間の燃えるごみの組成調査結果より、紙製容器包装は全体の約5%を占めています。資源化可能なものは分別徹底を行い、燃えるごみ中の紙製容器包装を20%資源化します。
				紙・布類	1% 資源化移行	過去5年間の燃えるごみの組成調査結果より、紙・布類は全体の約10%を占めています。資源化可能なものは分別徹底を行い、燃えるごみ中の紙・布類を10%資源化します。
		生ごみの分別収集	燃えるごみ (収集)	生ごみ	1% 資源化移行	過去5年間の燃えるごみの組成調査結果より、生ごみは全体の約25%を占めています(この内、生ごみ収集対象世帯は8,000世帯で市全体の世帯数の3割程度です)。分別せずに燃えるごみとして排出している生ごみ収集世帯の中から10~15%の生ごみを分別収集するように周知徹底します。
使用済小型家電のリサイクル						燃えないごみ (収集)
事業系 ごみ	発生抑制	ごみ減量計画書の作成	燃えるごみ (許可収集)	—	5%削減	燃えるごみから5%削減を目指します。
中間処理	再生利用	灰溶融施設の整備	焼却処理	スラグ・メタル	焼却処理量の 9.52%を資源化	焼却灰排出量(飛灰固化物除く)の全量をスラグ・メタルとして資源化します。

3. 目標達成ケースのごみ排出量・処理量の見込み

減量目標が達成された場合（減量目標達成ケース）のごみ排出量の推計を図4-3及び表4-4に示します。計画目標年度におけるごみ排出量は18,540t/年と見込まれます。

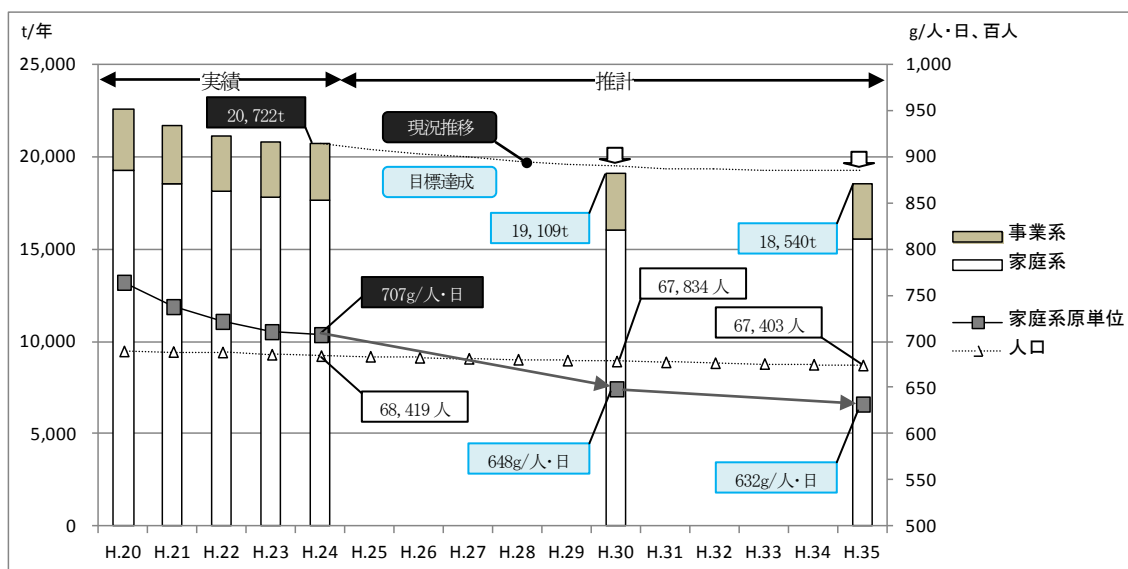


図4-3 目標達成時におけるごみ排出量及び家庭系ごみ原単位

表4-4 目標達成時におけるごみ排出量及び家庭系ごみ原単位

項目	平成24年度 (実績値)	平成35年度(推計値)			
		現状推移 ケース	平成24年度 に対する増 加度(%)	減量目標達 成ケース	平成24年度 に対する増 加度(%)
人口(人)	68,419	67,403 (-1.5%)			
家庭系原単位(g/人・日)	706.9	654.8	-7.4	631.8	-10.6
家庭系ごみ(t/年)	17,652	16,110	-8.7	15,543	-11.9
事業系ごみ(t/年)	3,070	3,122	1.7	2,997	-2.4
総排出量(t/年)	20,722	19,233	-7.2	18,540	-10.5

また、減量目標が達成された場合（減量目標達成ケース）の処理量の推計を図4-4及び表4-5に示します。焼却量、最終処分量及び資源化率はそれぞれ 13,300t/年、608t/年、34%となります。

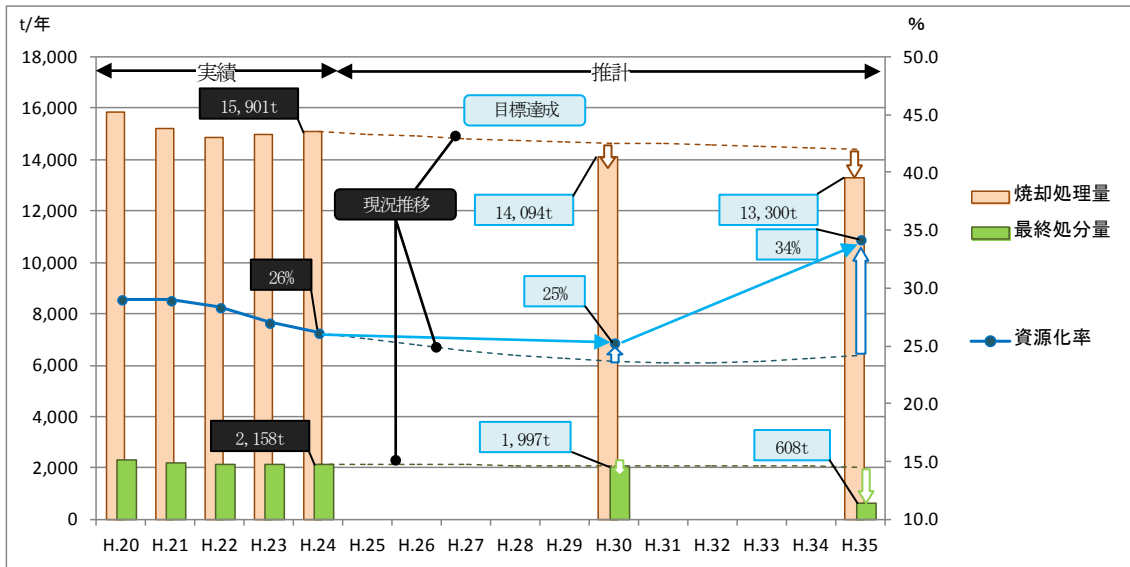


図4-4 目標達成時におけるごみ焼却量及び最終処分量、資源化率

表4-5 目標達成時におけるごみ焼却量及び最終処分量、資源化率

項目	平成24年度 (実績値)	平成35年度(推計値)			
		現状推移 ケース	平成24年度 に対する増 加度 (%)	減量目標達 成ケース	平成24年度 に対する増 加度 (%)
焼却処理量 (t/年)	15,901	14,405	-9.4	13,300	-16.4
最終処分量 (t/年)	2,158	2,042	-5.4	608	-71.8
資源化率 (%)	26.2	24.1	-	34.2	-